

この納入書は3枚1組です。点線に沿って切り離し、3枚とも金融機関に提示してください。

長野県		個人市民税 個人県民税 領収証書(公)																			
須坂市		個人市民税 個人県民税 納入書(公)																			
市区町村コード																					
2	0	2	0	7	0																
口座番号		加入者名																			
00590-9-960032		須坂市会計管理者																			
指定番号		指定番号																			
年 月分																					
納入金額	給与分 (一括徴収分を含む)																				
	退職所得分																				
	延滞金																				
	督促手数料																				
	合計額																				
納期限	年	月	日	(特別徴収義務者)		〒 -		住所又は所在地				氏名又は名称									
上記のとおり領収しました。		領収日付印		(納入者保管)																	

長野県		個人市民税 個人県民税 領収証書(公)																			
須坂市		個人市民税 個人県民税 納入書(公)																			
市区町村コード																					
2	0	2	0	7	0																
口座番号		加入者名																			
00590-9-960032		須坂市会計管理者																			
指定番号		指定番号																			
年 月分																					
納入金額	給与分 (一括徴収分を含む)																				
	退職所得分																				
	延滞金																				
	督促手数料																				
	合計額																				
納期限	年	月	日	(特別徴収義務者)		〒 -		住所又は所在地				氏名又は名称									
※	日	計	口	円	領収日付印																
		※印は郵便局において使用する欄です。		(金融機関等保管)																	

長野県		個人市民税 個人県民税 領収証書(公)																			
須坂市		個人市民税 個人県民税 納入書(公)																			
市区町村コード																					
2	0	2	0	7	0																
口座番号		加入者名																			
00590-9-960032		須坂市会計管理者																			
指定番号		指定番号																			
年 月分																					
納入金額	給与分 (一括徴収分を含む)																				
	退職所得分																				
	延滞金																				
	督促手数料																				
	合計額																				
納期限	年	月	日	(特別徴収義務者)		〒 -		住所又は所在地				氏名又は名称									
上記のとおり領収しました。		領収日付印		(納入者保管)																	

取りまとめ店	領収日付印
〒380-8794 ゆうちょ銀行長野貯金事務センター	
上記のとおり通知します。	
〔 取りまとめ店 八十二銀行 〕 (市保管)	

※印刷はA4両面(横開き, 左綴じ又は左へ開く形式)でお願いします。  
点線で切り取り、金融機関の窓口で納付してください。

○納入場所  
八十二銀行  
ながの農業協同組合  
長野銀行  
長野信用金庫  
長野県信用組合  
長野県労働金庫  
三井住友銀行  
長野県及び新潟県内の  
ゆうちょ銀行・郵便局  
須坂市役所税務課

退職所得にかかる  
市民税  
県民税  
納入申告書

(あて先)須坂市長

年 月 日提出

年 月分 人員 人

退職手当等支払金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

特別徴収 税 額	市民税										
	県民税										

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により  
上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

(特別徴収義務者)  
住所又は 〒  -   
所在地   
氏名又は  
名 称  印

(受付印)

法人番号

氏名	勤続年数	退職手当等支払金額
	年	円
	年	円
	年	円
	年	円
	年	円
	年	円

退職所得に係る市民税・県民税納入申告書について

①退職所得にかかる市民税・県民税を納付する際は、  
退職所得にかかる納入申告書を記載した上で、納入く  
ださい。

②退職所得に係る市民税と県民税の合計を用紙表「市  
民税・県民税の特別徴収納入書の退職所得分」に記入  
し、給与分、退職所得分、延滞金、督促手数料の合計  
額を指定金融機関等で納入ください。

なお、退職手当等の支払いを受ける者が、市・県民税  
の所得割のない場合には、納入申告書の記入は必要  
ありません。

■番号制度に伴い、法人番号又は個人事業主の個人  
番号の記載が必要となります。

■個人事業主の場合は、こちらの裏面は空欄のまま提  
出し、別途退職所得にかかる市民税・県民税の納入申  
告書を郵送等により市へ提出してください。

納期限後に納入するときは次により計算した  
延滞金等をお支払いください

- 督促手数料・・・・・・100円  
納期限後20日以内に督促状を発付しますので、  
発付後に納入するときは加算してください。
- 延滞金・・・・納期限までに納入されなかった場  
合は、納期限の翌日から納付日までの期間の  
日数に応じて次の割合で加算されます。  
・納期限の翌日から1か月間  
延滞金特例基準割合※十年1.0%(上限年7.3%)  
・1か月経過後  
延滞金特例基準割合※十年7.3%(上限年14.6%)

※延滞金特例基準割合・・・平均貸付割合(租税特別  
措置法第93条第2項に規定する割合をいう。)に、  
年1.0%を加算した割合。

- 延滞金に100円未満の端数があるときは、端数を  
切り捨てる。
- 延滞金が1,000円に満たないときは、納める必要は  
ありません。